

## 受講資格・証明書類の例

区分	受講資格	受講資格を証明する書類の例
①	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる <b>石綿作業主任者技能講習</b> を修了した者	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
②	学校教育法による <b>大学</b> (短期大学を除く。)において、 <b>工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程</b> を修めて卒業した後、工作物に関して <b>2年以上の実務の経験</b> を有する者	(1)大学の工学科 <b>卒業証明書</b> (2)工作物に関する実務経験 <b>2年以上</b> の <b>職務内容証明書</b> ※(1)と(2)両方必要です
③	学校教育法による <b>短期大学</b> (修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、 <b>工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程</b> (夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後。④において同じ。)、工作物に関して <b>3年以上の実務の経験</b> を有する者	(1)修業年限3年の短期大学の工学科 <b>卒業証明書</b> (2)工作物に関する実務経験 <b>3年以上</b> の <b>職務内容証明書</b> ※(1)と(2)両方必要です
④	学校教育法による <b>短期大学</b> (同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は <b>高等専門学校</b> において、 <b>工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程</b> を修めて卒業した後、工作物に関して <b>4年以上の実務の経験</b> を有する者(③に該当する者を除く。)	(1)短期大学、専門職大学、又は高等専門学校の工学科 <b>卒業証明書</b> (2)工作物に関する実務経験 <b>4年以上</b> の <b>職務内容証明書</b> ※(1)と(2)両方必要です
⑤	学校教育法による <b>高等学校又は中等教育学校</b> において、 <b>工学に関する正規の課程又はこれに相当する課程</b> を修めて卒業した後、工作物に関して <b>7年以上の実務の経験</b> を有する者	(1)高等学校の工学科 <b>卒業証明書</b> (2)工作物に関する実務経験 <b>7年以上</b> の <b>職務内容証明書</b> ※(1)と(2)両方必要です
⑥	工作物に関して <b>11年以上の実務の経験</b> を有する者	工作物に関して <b>11年以上</b> の実務経験があることを、事業場の責任者が証明する <b>職務内容証明書</b>
⑦	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 <b>17年法律第108号</b> )による <b>改正前</b> の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる <b>特定化学物質等作業主任者技能講習</b> を修了した者で、工作物石綿事前調査に関して <b>5年以上の実務の経験</b> を有する者	(1)平成17年の改正前の特定化学物質等作業主任者技能講習の <b>修了証の写し</b> (2)工作物石綿事前調査の実務経験(注) <b>5年以上</b> の <b>職務内容証明書</b> (注)工作物石綿事前調査者の補助の業務など ※(1)と(2)両方必要です
⑧	<b>建築行政</b> に関して <b>2年以上の実務の経験</b> を有する者	実務経験 <b>2年以上</b> の <b>職務内容証明書</b>
⑨	<b>環境行政</b> (石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して <b>2年以上の実務の経験</b> を有する者	実務経験 <b>2年以上</b> の <b>職務内容証明書</b>
⑩	労働安全衛生法第93条第1項の <b>産業安全専門官</b> 若しくは <b>労働衛生専門官</b> 又は同項の <b>産業安全専門官</b> 若しくは <b>労働衛生専門官</b> であった者	<b>職務内容証明書</b>
⑪	<b>労働基準監督官</b> として <b>2年以上</b> その職務に従事した経験を有する者	実務経験 <b>2年以上</b> の <b>職務内容証明書</b>

※「工作物に関する実務経験」とは、工作物の研究、設計、製作又は据付け等の業務の経験をいい、これらには工作物の解体工事又は改修工事の実務に関する経験が含まれます。

※職務内容証明書について、事業場をすでに退職している場合は、その事業場に依頼して同証明書を発行してもらう必要があります。